

三重県議会「政策セミナー」実施要領(案)

1. 目的

三重県議会では、平成23年7月以降、計8回のトップセミナーを開催し、議員の政策形成能力の向上や、県議会での政策議論の充実・深化につなげてきたところであるが、地方分権改革など地方を取り巻く環境が大きく変わろうとするなか、二元代表制の一翼を担う県議会が真に県民の負託に応えていくためには、より現場の感覚で、より県民の視点に立った政策議論を、さらに深化・発展させていくことが重要である。

このため、地域社会が抱える様々な課題や県政の重要事項などをはじめ、地域に根ざした各種団体等の活動なども視野に入れ、時宜に応じたテーマに係る専門家や活動団体の代表者などを招いたセミナーを開催する。

2. 実施方法

(1) 対象

三重県議会の全議員

(2) テーマ及び講師の選定

代表者会議において、時宜に応じたテーマ及び講師を選定し決定する。

(3) 実施時期・回数

年4回程度開催することを目途とし、会議日程及び講師との調整において、適宜開催するものとする。

(4) セミナーの公開

セミナーは公開とし、マスコミ及び県民等の傍聴を可能とする。

3. その他

(1) 開催結果の反映・活用

セミナーの内容及び議論の結果については、関係する委員会等での調査・審議、本会議における質問等での活用を図る。

(2) 委員会等との関わり

テーマ選定及び開催結果については、各委員会や議会改革推進会議などにおける議論とも関連づけを図る。